

高校生向け講義用テキスト《講義型》「31-33 確定申告書」(還付申告) 講師用レジュメ

ここで、皆さんが大学生となり、コンビニでアルバイトをしたと仮定してみましょう。

1 年間働いて 754,800 円稼いでいますが、源泉徴収税額として 26,400 円が差し引かれた残りを手取りとして受け取っています。この源泉徴収票を基に申告書を作成してみましょう。

- 1 はじめに住所と名前などを記入しましょう。
- 2 最初に収入金額等の「給与」欄に源泉徴収票の「支払金額」754,800 円を記入します。
- 3 次に、所得金額の「給与」欄に下の表で計算した控除額を差し引いた「給与所得控除後の金額」104,800 円を記入します。(※ 給与所得控除額は給与等の収入により変わります。)

(平成29年分～令和元年分)

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
1,800,000 円以下		収入金額×40% 650,000 円に満たない場合には 650,000 円
1,800,000 円超	3,600,000 円以下	収入金額×30%+180,000 円
3,600,000 円超	6,600,000 円以下	収入金額×20%+540,000 円
6,600,000 円超	10,000,000 円以下	収入金額×10%+1,200,000 円
10,000,000 円超		2,200,000 円(上限)

※ 収入金額が 1,800,000 円以下であるため、650,000 円が給与所得控除額となることから、給与所得控除後の金額は 104,800 円となることを補足説明する。

※ 税制改正により、令和2年分以降の給与所得控除額は、給与等の収入金額 850 万円以下の場合には一律 10 万円引き下げられ、850 万円超の場合は上限額 195 万円となります。

- 4 次に、所得から差し引かれる金額の「勤労学生・障害者控除」欄に 270,000 円、「基礎控除」欄に 380,000 円、合計 650,000 円を記入します。

所得税法では、個人的事情を加味するために所得控除の制度を設けており、この他にも、社会保険料控除、扶養控除などさまざまな所得控除があります。

- 5 次に、税金の計算欄に移ります。

「課税される所得金額」及び「課税される所得金額に対する税金」0 円を記入します。そして「源泉徴収税額」欄に源泉徴収票の「源泉徴収税額」26,400 円を記入します。申告納税額は、△26,400 円となるので、26,400 円が還付される税金として戻ってきます。

- 6 還付される銀行名などを記入しましょう。最後に押印して完了です。